

第1回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会

平成17年5月11日（水）

【望月市町村課長】 それでは、ただいまより第1回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を開催いたします。

まず、検討会の開催に当たりまして、麻生総務大臣からごあいさつ申し上げます。

【麻生総務大臣】 大変お待たせいたしました。まずもって、委員の皆様方には、今回のこの研究会の発足に当たりまして委員をお引き受けいただきました上、本日、大変ご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、心より厚く御礼申し上げます。

ご存じのように、住民基本台帳の閲覧制度につきましては、何人でも閲覧、すなわち、住所、氏名など一部の写しの閲覧が請求できるということにされております一方、いわゆる不当な目的等に関しましては、その目的に恐れがある、いわゆる不当に利用されるおそれがある場合には請求を拒否することが可能ということにはなっております。しかし、個人情報保護という観点から、この閲覧制度につきましては見直すべきといった意見も多く寄せられているところでもありますので、ご存じのように、この3月に閲覧制度を悪用したと考えられる刑事事件というもので発生しております。

総務省といたしましては、こういった諸情勢を踏まえまして、少なくとも閲覧制度のあり方につきましては、法改正を含めて検討を行う必要があるのではないかということから、この検討会を設けたというところであります。

住民基本台帳の閲覧制度そのものは便利なものなんでしょうとおっしゃいますが、こういう制度、また新しい技術、そういったものは光の部分と同時に影の部分が出てくるということになりますのはよくある話でもあるんですが、私どもは今回この制度というものを見直すに当たりましては、住民基本台帳によって調製されます選挙人名簿の抄本の閲覧制度についても検討を行う必要があるということだろうと思っておりますし、また、市町村の実務という点との整合を図る必要がありますし、いろいろな意味で外国の諸制度をも参考にすることが必要であろうと思っております。

こういった面を含めまして、委員をお引き受けいただきました皆様には、現場で経験のおありの方も大勢お見えでございますし、ぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、ご審

議をいただき、この秋ぐらいまでをめどに報告書として取りまとめいただきますよう、よろしく願い申し上げる次第であります。

いろいろな意味で、現職の市長をしておられる方々もお見えでございますし、ぜひ皆様方のお力添えとご努力を心からお願い申し上げて、第1回会合に当たりまして冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【望月市町村課長】 それでは、本日ご出席をいただきました検討会の委員の皆様方をご紹介します。お引き受けいただきました方は16名でいらっしゃいますが、本日は15名の委員の皆様方にお集まりいただいております。ご起立いただきまして、ご一礼をいただければと存じます。

まず、産経新聞東京本社論説委員室論説委員の縣忠明様でございます。

【縣委員】 縣です。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、東京都総務局行政部長の荒川満様でございます。

【荒川委員】 荒川でございます。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、全国連合戸籍事務協議会会長で、千代田区長でいらっしゃいます石川雅己様でございます。

【石川委員】 石川です。どうぞよろしく。

【望月市町村課長】 次に、東北大学大学院法学研究科教授の稲葉馨様でございます。

【稲葉委員】 稲葉でございます。どうぞよろしく。

【望月市町村課長】 次に、東京大学大学院法学政治学研究科教授の宇賀克也様でいらっしゃいます。

【宇賀委員】 宇賀でございます。よろしくお願いいたします。

【望月市町村課長】 次に、読売新聞東京本社論説委員の小田尚様でございます。

【小田委員】 小田です。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、早稲田大学大学院公共経営研究科教授の片木淳様でございます。

【片木委員】 片木でございます。よろしくお願いいたします。

【望月市町村課長】 次に、毎日新聞社論説室論説委員の北村龍行様でございます。

【北村委員】 北村です。よろしくお願いいたします。

【望月市町村課長】 次に、三鷹市長の清原慶子様でいらっしゃいます。

【清原委員】 こんにちは、清原です。よろしくお願いいたします。

【望月市町村課長】 次に、全国市区選挙管理委員会連合会副会長の小牧次郎様でいらっしゃいます。

【小牧委員】 小牧でございます。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、日本放送協会放送総局解説委員室解説委員の城本勝様でいらっしゃいます。

【城本委員】 城本でございます。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、横浜市長の中田宏様でいらっしゃいます。

【中田委員】 中田でございます。どうぞよろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、千葉市選挙委員会委員長の舩網敏雄様でいらっしゃいます。

【舩網委員】 舩網です。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授の堀部政男様でいらっしゃいます。

【堀部委員】 堀部です。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 次に、日本経済団体連合会からご推薦を賜りました、株式会社ベネッセコーポレーション代表取締役社長兼ＣＯＯの森本昌義様でいらっしゃいます。

【森本委員】 森本でございます。よろしくお願いします。

【望月市町村課長】 続きまして、オブザーバーの紹介をさせていただきます。

まず、法務省民事局民事第一課長の大野雅人様でいらっしゃいます。

【法務省民事局大野民事第一課長】 大野でございます。よろしくお願いいたします。

【望月市町村課長】 続きまして、内閣府国民生活局個人情報保護推進室から、課長補佐の加藤卓生様でいらっしゃいます。

【内閣府国民生活局個人情報保護推進室加藤補佐】 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

【望月市町村課長】 ありがとうございます。本日はご欠席でございますが、主婦連合会事務局長の佐野真理子様にも委員にご就任いただいております。

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会は、以上の１６名の委員の方で構成されます。皆様方、よろしくお願い申し上げます。

次に、大臣以外の総務省側の出席者をご紹介します。

まず、今井総務副大臣でございます。

【今井総務副大臣】 今井でございます。どうぞご指導いただきますように、よろしく

お願い申し上げます。

【望月市町村課長】 次に、松本総務大臣政務官でございます。

【松本政務官】 松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【望月市町村課長】 次に、自治行政局長の武智でございます。

【武智自治行政局長】 よろしく願いいたします。

【望月市町村課長】 選挙部長の久保でございます。

【久保選挙部長】 よろしく願いいたします。

【望月市町村課長】 大臣官房審議官の久元でございます。

【久元大臣官房審議官】 よろしく願い申し上げます。

【望月市町村課長】 選挙課長の滝本でございます。

【滝本選挙課長】 よろしく願い申し上げます。

【望月市町村課長】 最後に私、市町村課長の望月でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、当検討会の座長の互選をお願いしたいと存じます。お手元にお配りいたしております資料1をごらんいただきたいんですが、資料の1ページでございます。

資料1に開催要領がございまして、要領では座長を置き、座長はメンバーの互選ということになってございます。この場、どなたか座長をご推薦いただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

【石川委員】 堀部先生をお願いしたいと思います。個人情報なり、情報公開に非常に造詣の深い先生ですので、お願いしたいと私は思っています。

【望月市町村課長】 石川委員から堀部委員を座長にいかがというご発言がございました。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【望月市町村課長】 ありがとうございます。それでは、堀部委員に座長をお願いしたいと存じます。これからの進行は堀部座長にお願い申し上げます。お席のほうにお移りいただければと思います。

なお、委員の皆様方、ご発言の際には、前にマイクがございますのでマイクを引き出していただきまして緑のボタンを押していただき、ご発言が終わりましたら緑のボタンをまた押していただければ消えますので、よろしくお願いいたします。

【堀部座長】 ただいま座長に選出されました中央大学の堀部でございます。

私は、国の情報公開制度、個人情報制度、自治体の情報公開制度、個人情報制度の確立にいろいろ努力をしてまいりました。住民基本台帳法は、昭和42年、1967年に施行されまして、昭和60年、1985年に改正されましたが、その改正のときの、当時の自治省の振興課の研究会の委員も務めさせていただきました。そのときも、今日もおそらくいろいろ出てくるかと思うのですが、公開と保護をめぐりまして大分議論いたしました。その後、住民基本台帳法についてはさまざまな議論がありまして、平成11年、1999年の住民基本台帳ネットワークシステムの導入を目的とする改正のときにもいろいろかわりまして、このときにも、一方で住民情報の利用、それと保護のあり方をどうするのかということで議論しました。

そのような経験を持っておりますので、今回の住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会は非常に重要な役割を果たすのではないかと見ております。先ほど委員のご紹介もありましたが、それぞれの分野の第一線でご活躍されている委員の方々に構成されておりますので、住民基本台帳閲覧等のあり方につきましていろいろご意見を出していただき、先ほど麻生大臣からございましたように、秋にはまとめて報告したいと思います。微力ながら全力を尽くしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

麻生大臣、所要のため退席されます。

【麻生総務大臣】 よろしく願いいたします。

【堀部座長】 どうぞよろしくお願いいたします。

それから、カメラのほうもそろそろご退席いただくとよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、先ほど望月課長からご説明のありました資料1で、座長に事故がある場合にはあらかじめ座長が指名する者がその職務を代理するということになっております。座長指名になっておりますので、座長代理を指名させていただきたいと思います。この種の分野で前から一緒に議論してきています東京大学の宇賀委員に座長代理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議事次第の5にあります検討会の運営等についてということで、資料の2、3でしょうか、これに基づきまして、議事の公開等の取扱いや検討会の今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。それでは、望月課長、お願いいたします。

【望月市町村課長】 お手元の資料2、資料3になりますけれども、お願いいたします。

まず、検討会の運営でございますが、(案)がございましたように、まず議事の公開の取扱いでございますが、基本的にはできるだけ公開ということで考えたらいかがかと考えております。具体的には、そこがございますように、(1)にありますように、会議の資料につきましては、終了後速やかに公表する。それから(2)にありますように、議事要旨につきましては、終了後速やかに事務局におきまして作成し、公表したらいかがかと。それから(3)の議事録でございますが、会議の終了後速やかに作成いたしまして、皆様方のご了解を得た上で公表するということにしたらどうかと思います。それから(4)でございますが、公表の方法は、議事要旨、議事録、会議資料は、総務省のホームページに掲載することによりまして公表いたしたいという案でございます。

それから、会議自体、この場自体の公開でございますけれども、基本的には公開ということで、報道関係者には傍聴を認めてはいかがかと考えております。ただし、カメラ等の撮影は今日と同様に冒頭のみといたしたらどうかと考えます。それから、一般の市民の方の傍聴でございますけれども、まず、物理的な制約、席に限りがあるといったこと、それから、報道関係の方に入っていただくことによりまして、広く国民の方に周知が図られると考えられることから、基本的にはご遠慮いただけたらいかがかと考えております。

なお、今後、検討会を進める中でいろいろな団体からヒアリングを行う場合など、会議資料、議事録の取扱いなど別途の取扱いが必要になる場合には、改めてご相談をさせていただきたいと考えております。なお、付言させていただきますが、特定非営利活動法人の情報公開クリアリングハウスから検討会あてにご要望がございまして、検討会は公開で、一般市民が傍聴できるようにしていただきたいといったご要望があったことを付言させていただきます。

それから、次に、検討会の検討を補佐し、実務上の課題について整理するために、4ページをごらんいただきたいんですが、幹事会を置かせていただきたいと考えております。現行の閲覧制度の運用実態などにつきまして、現在、全国の市区町村、選挙管理委員会に調査を行っているところですが、ここに記載してございます幹事の方々には、必要に応じて補足の説明や課題の整理をお願いしたいと考えております。住基台帳、選挙人名簿、いずれも実務に深くかかわる問題ですので、こういった仕組みもぜひとらせていただきたいと考えております。

それから、検討会の大まかなスケジュールでございますが、次の5ページのスケジュール(案)をごらんください。こちらにございますように、先ほど大臣のあいさつにもあり

ましたとおり、一番下でございますが、この秋には最終報告を取りまとめていただきたいと考えております。

後ほどご説明を申し上げますが、既に全国の市区町村等には閲覧制度の運用などにつきまして調査をお願いいたしておりますが、その結果を踏まえまして、この5ページの上から2つ目の丸になりますが、6月を目途に第2回の検討会を開催し、その後さまざまな団体等からヒアリングを行ったり、外国の制度の調査結果なども踏まえまして、10月を目途に報告の取りまとめということをお願いいたしたいと考えております。

なお、ここでは6回と会議の回数となっておりますが、検討の進捗状況、あるいは深まり方によりまして変わってくるものと考えておりますので、その都度ご相談をいたしたいと思っております。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。ただいま運営等につきましてご説明いただきましたが、何かご意見ありますでしょうか。

特段意見がないようですので、それではただいまの説明にありましたようなことで運営させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、次に、議事次第の6、説明ということで2つ予定されております。第一が住民基本台帳の閲覧制度の趣旨及びこれまでの改正経過等、それから、第二に、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の趣旨等であります。これにつきまして事務局から一括してご説明をお願いしまして、その後、各委員からご意見をちょうだいしたいと思います。それでは、説明のほうをお願いいたします。山口企画官、お願いいたします。

【山口住民台帳企画官】 市町村課の住民台帳企画官の山口でございます。

私のほうから説明させていただきますけれども、配付資料一覧の資料4から13までございます。まず、資料4、5、6に基づきまして、私のほうから住民基本台帳制度についてのご説明をさせていただきたいと思えます。その後、資料7、8を選挙課の出口補佐のほうからご説明させていただきます。資料9から13については、適宜参照させていただくような形にさせていただきたいと考えております。

まず、6ページの資料4でございます。本検討会の検討事項ということで事務局が現在考えている内容でございますが、この後ご説明いたしますけれども、閲覧制度はこれまで何度かの改正を行っております。そもそも閲覧制度を今後存続させるべきかというのが1つ目の論点でございます。それから、2つ目といたしまして、存続させる場合に閲覧でき

る主体と目的をどのように考えるべきかと。3つ目といたしまして、個人情報保護の観点から、どのような閲覧方法が考えられるか。4つ目といたしまして、住民基本台帳と関連いたしまして、選挙人名簿の抄本の閲覧制度をどう考えるべきか。最後にその他ということでございます。

次に、7ページ、資料5でございます。初めに、簡単に住民基本台帳制度について、その概要と閲覧制度の趣旨等について、これでご説明させていただきたいと思います。

1のところで制度の趣旨でございます。住民基本台帳制度は住民に関する正確で統一的な記録を行うというものでございます。住民票の写しの交付等によりまして、住民の居住関係を公証するという趣旨がございます。それから、住民に関する各種の行政事務処理の基礎とする。そして、住民の住所に関する届け出等の簡素化を図る、住民に関する記録の適正な管理、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資すると、これが法律の1条の目的のところで書いてございます。

住民票の記載でございますけれども、5.(1)のところでございます。基本的に住民票の記載等につきましては、住民の方からの届け出又は市町村長の職権により行われるということになっております。住民票の記載事項といたしましては、5(2)にございますが、氏名、生年月日、男女の別、住所のほかにも、世帯主の氏名、世帯主との続柄、戸籍の表示等々が住民票には記録されております。

次の8ページでございます。住民票を正確に記録するという観点から、まずは届け出の制度というのが法律で義務づけられております。(2)といたしまして、市町村長のほうでその内容について調査もできるということになっております。また、市町村間で、例えば戸籍の本籍地と住所地との間での通知、そういったことが決められております。

また、7のところでご説明していますが、選挙人名簿との関係でございますけれども、選挙人名簿の登録は住民基本台帳に記録されている方について、その中で選挙権を有する方について行うということでございます。市町村長が住民票の記載等をしたときには、選挙管理委員会のほうに通知を行うという仕組みになっております。

8のところは、基本的に住民基本台帳を基礎として、市町村のほうで行われている事務について書いてございます。

次の9ページでございます。今回の検討会の検討事項の住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度、関連して住民票の写し等の交付制度についてご説明させていただきます。立法当初、住民基本台帳は住民の居住関係について公証する唯一の公簿といたしまして、原則公

開とすることが住民の利便を増進させるものと考えられております。後でまたご説明させていただきますが、ただ、その後、個人情報保護という観点から一定の制限が行われてきたということでございます。

一部の写しの閲覧につきましては、何人でも閲覧を請求することができるとされる一方で、請求者は請求事由等を明らかにする必要があるとございます。市町村長は不当な目的が明らかなき、又は閲覧により知り得た事項を不当な目的で使用されるおそれ等がある場合には拒否することができると。また、閲覧の対象は、氏名、生年月日、男女の別、住所という形に制限されております。公証制度ということでは、住民票の写し等の交付制度というものがございます。

また、戸籍との関連で、10のところに書いてありますが、戸籍の附票という制度がございます。

また、11のところに本人確認情報の処理及び利用等と書いておりますけれども、いわゆる住基ネットということでございますが、氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード、これらの変更情報を本人確認情報と定義をいたして、都道府県知事又は指定情報処理機関から、法令で定められた国の機関等に情報提供がされております。

次の10ページでございます。上は私どもが示している住民票の様式例でございます。下はある団体の閲覧用のリストを参考にさせていただきまして示させていただきました、閲覧用のリストの例ということでございます。

次の11ページからは参照条文でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、14ページをお開きいただけますでしょうか。資料6でございます。住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、住民基本台帳法の前身といたしまして、住民登録法という法律が、当時は法務省の所管でございますが、昭和26年に制定されております。この中では、何人でも、住民票の閲覧又は謄本もしくは抄本の交付を請求することができるというふうに規定されておりました。その後、昭和42年に住民基本台帳法という形に変わっております。住民登録法から住民基本台帳法に改正することによりまして、例えば選挙人名簿ですとか、あるいは国民年金ですとか、市町村のいろいろな届け出を一本化する、いわばワンストップという目的で住民基本台帳法という形に改正がなされております。

基本的に閲覧制度につきましては住民登録法を引き継ぐ形で、第11条で、何人でも閲覧を請求することができると。この段階では、2項で、執務に支障がある場合、その他正

当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができるという規定がございました。

その後、ここには少し書いてございませんが、昭和50年代ごろ、やはり個人情報保護の観点からいろいろと問題がございまして、当時、執務に支障がある場合、その他正当な理由がある場合に限りという規定を根拠として、当時の通知等でプライバシーの観点からの制限等がなされたようでございます。ただ、それだけではなかなか難しいということで、昭和60年に改正を行っています。昭和60年で改正してほぼ現在のような制度になっております。改正内容は14ページの下に書いてあるとおりですが、先ほどの説明と重複いたしますけれども、請求事由等を明らかにすること、一定の場合に拒否できること、それから、閲覧対象を基本的に4情報に限りという内容でございます。

次の15ページに条文をつけさせていただいております。ただ、15ページの上のところに条文がございまして、この60年改正の段階では、法文上は第11条の1項でございまして、何人でも、市町村長に対して住民台帳の閲覧を請求することができるということで、3項のところで、先ほども言いましたが、4情報に限るという規定が入っておりまして、法文上は台帳そのものがまだ閲覧の対象であったということでございます。その後、平成11年の住基法の改正によりまして、11条の第1項で、住民基本台帳の閲覧の対象は、あくまでも4情報の一部の写しと限るというふうに改正がなされております。

次に、16ページでございまして、いわゆる個人情報保護法の国会の審議の中で、住民基本台帳の閲覧制度等に絡んで、ドメスティック・バイオレンス、あるいはストーカー行為の被害者の方についての対策というのが一つ大きな論点となりまして、そういった議論を踏まえまして、堀部先生に座長を務めていただきましたが、研究会を行いまして、それを踏まえまして、被害者の方々につきまして、閲覧、あるいは住民票の写しの制度等について省令の改正等を行っています。

それから、次の17ページでございまして、閲覧等につきましての件数でございまして。平成15年度、この数字でいきますと、約1,300万件の閲覧の件数ということになっておりますが、下に細かく注書きを書いてございますが、ここで言う件数は、各市町村が閲覧の際に手数料を徴収しますが、その単位で計算しておりまして、団体によりまして人数単位、あるいはファイル単位、時間単位等という形になっておりまして、この1,300万件というのが、例えば1,300万人の閲覧をしたわけではないということを付言させていただきます。

それから、次の18ページでございまして、別途、現在、全国の自治体のほうに閲覧の

状況等について調査をお願いしておりますが、ここでは3団体が独自に集計しているものを参考までにつけさせていただいております。A市ではダイレクトメールの送付等に約63%、それから、民間業者の調査に32%、公的機関等の依頼に基づく調査に2%、その他で3%というような利用実態であると。B市においては、幼稚園の生徒募集等で19%と、そういった内容となっております。

それから、次の19ページでございます。これは内閣府の個人情報保護に関する世論調査からの抜粋でございます。平成15年9月25日から10月5日にかけて、3,000名を対象にして行った調査でございます。前回の平成元年との比較のところで、下のQのところに書いてございますが、例えば、他人に知られたくない個人情報として、現住所・電話番号を挙げられた方の割合が、平成元年6月の10.9%から平成15年9月で42.9%ということで、現住所ですとか電話番号について知られたくないと感じられている方が32%増加しているということでございます。下に参考として挙げておりますが、最も知られたくないとして挙げられた割合が多かったのは、年間収入・財産状態・納税額の記録。平成15年9月で74.3%ということでございます。次の20ページにそのバックデータをつけさせていただいております。

以上が資料6についての説明でございますが、資料7、8は少し飛ばさせていただきます、資料9、30ページでございます。本日委員としてお見えでございますが、全国連合戸籍事務協議会の石川会長のほうから、昨年10月に総会がございました。その際に法改正を求める総会の決議というのがなされております。それをつけさせていただいております。

それから、次の31ページでございますが、全国市長会のほうから昨年11月に重点要望という形で、同じく大量閲覧等についての請求者の範囲の制限など、適切な措置を講じることという要望をちょうだいいたしております。

それから、33ページ、資料10といたしまして、個人情報の保護に関する法律、この4月に全面施行となっておりますが、内閣府のホームページに出ているものと同じでございますが、それを参考としてつけさせていただいております。37ページに個人情報保護法の考え方のもとにもなっております、いわゆるOECDの8原則を資料としてつけさせていただいております。

それから、38ページ、資料11でございます。今回の検討会での検討に当たって参考にしていただくために、現在調査を国内調査という形で、まず1のところでございますが、

5月1日時点で全国2,400市区町村ございます。全団体に（１）として閲覧請求に対する審査等に関する調査ということで、審査等について条例、あるいは規則等を制定しているかどうか、あるいは、閲覧の請求について事前の審査、あるいは予約等を行っているか、審査に当たって請求者の本人確認を行っているか等々についての調査を行っております。

それから、（２）といたしまして、閲覧の請求につきまして、請求件数、先ほどの1,300万件というのは手数料の件数でございましたが、ここでは各請求書の数に応じて、請求書ごとに請求件数の内訳、請求者別の内訳、あるいは請求事由別の内訳について、全団体調査をお願いしております。

それから、次の39ページでございますが、2ということで、22団体、抽出団体については詳しめの調査という形で、公務員の請求者別のさらなる内訳、あるいはダイレクトメールの内容別の内訳、それから、住民票の写し等についても調査をお願いいたしております。これらについては既に現在調査中でございます。

3といたしまして、今後調査したいと考えておりますのが、外国の制度に関しまして、住民登録制度、それに関する閲覧、あるいは情報提供制度、こういったものについて調査したいと考えております。

それから、資料12といたしまして、今年の2月に個人情報保護の全面施行に関連して、私どものほうから出した通知を参考としてつけさせていただいております。また、51ページから資料13といたしまして、住民基本台帳法等の逐条解説の関係箇所を抜粋でつけさせていただいております。

私のほうからの説明は以上でございます。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。それでは、引き続き選挙課の出口補佐から説明をお願いいたします。

【出口課長補佐】 選挙課の出口でございます。私からは選挙人名簿の抄本の閲覧制度の趣旨等についてご説明させていただきます。

皆様のお手元でございます資料21ページ、資料7をご覧くださいませよう、お願いいたします。まず選挙人名簿制度について、簡単にご説明させていただきます。

選挙人名簿は投票できる者の範囲を確定するために、市町村の選挙管理委員会によって調製される公簿でございます。選挙の際に皆様方が投票所に行かれますと、投票用紙の交付に際して受付係の職員が確認作業に用いている帳簿があらうかと思いますが、その帳簿が選挙人名簿、又はその抄本でございます。仮に選挙人名簿というものがございませんと、

選挙の当日になりまして投票所を訪れた方が、本当に投票することのできる方であるかどうかいちいち調査する必要があると思いますが、そのようなことは事実上不可能でございますので、あらかじめ選挙権の有無を調査して有権者を登録し、投票の円滑化を図るといった仕組みになっております。また、選挙人名簿に投票済みの記録をすることによって、二重投票を防止することも可能となっております。

選挙人名簿への登録は、この概要にございますように、住民基本台帳の記録に基づいて、市町村の選挙管理委員会が登録資格を調査して登録するという職権登録主義をとっております。かつては選挙人の申告を待って適格者を登録する申告登録主義でありましたり、職権登録主義と申告登録主義を併用していた頃もございました。また、一度有効に選挙人名簿に登録されましたときは、その登録は永久に有効でございまして、死亡、国籍の喪失、他市町村への住所移転等のために選挙人名簿から抹消される場合を除きそのまま登録しておかれる、いわゆる永久選挙人名簿制度となっております。

選挙人名簿には選挙人の氏名、住所、性別、生年月日等を記載することとされております。選挙人名簿はカード式名簿のほか、帳票式名簿、磁気ディスクにより調製することができます。なお、資料に掲載しておりますのは帳票式名簿の様式でございますが、必ずしもこの様式どおりに調製しなければならないといったものではございませんでして、この様式に準じて調製することと規定されております。

次のページをご覧ください。選挙人名簿への登録でございますが、選挙人名簿に登録されるためには、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民であって、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている者であることが必要でございます。すなわち、その市町村の区域内に登録の時点で現実に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されていることが必要となってまいります。選挙人名簿への登録には毎年3月、6月、9月及び12月の登録月に行われる定時登録と、選挙の都度行う選挙時登録とがございます。

定時登録は登録月の1日を基準日といたしまして、その日に登録される資格を有する者を登録月の2日に登録することによって行われております。選挙時登録は選挙の都度、その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が基準日と登録日を定めて登録を行います。実際には選挙期日の公示、又は告示の日の前日に登録を行うのが通例となっております。選挙人名簿の登録は以上2つの方法が原則でございますが、脱漏者を救済するために行われる補正登録の制度が別途ございます。

以上、ご説明しましたように、選挙人名簿がまず正確であるということが選挙の公正な

執行のためには不可欠な要素となるわけですので、その正確性を確保するために幾つか制度が設けられております。その代表的なものが縦覧や閲覧といったものでございます。

まず、縦覧についてでございますが、市町村の選挙管理委員会は定時登録の場合には登録月の3日から7日までの5日間、選挙時登録の場合にはその選挙を管理する選挙管理委員会が定める期間、通例は1日でございますけれども、市町村役場などの場所で新たに選挙人名簿に登録された者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供することとされております。なお、この縦覧は選挙人名簿ですとか選挙人名簿の抄本を縦覧に供するものではございません。

選挙人名簿の登録漏れや選挙権のない者の登録、二重登録がある場合、選挙人の方はその縦覧期間内に市町村の選挙管理委員会に異議の申出をすることができます。また、異議の申出に関する市町村の選挙管理委員会の決定があった場合に、その決定に不服がある者は、市町村の選挙管理委員会を被告として地方裁判所に出訴することができますし、さらに、判決に不服がある場合には、控訴はできませんが、最高裁判所に上告することができますといった仕組みになっております。

次のページをご覧ください。次に閲覧についてでございますが、選挙人名簿の正確性を期するためには常時選挙人の目に触れさせておくことが適当という考えのもとに、市町村の選挙管理委員会は原則として常時選挙人名簿の抄本を閲覧に供することとなっております。資料には選挙人名簿の抄本の様式を掲載いたしております。なお、選挙の際は、選挙事務により市町村選挙管理委員会が多忙ということもございますので、選挙の期日の公示、又は告示の日から、選挙の期日後5日に当たる日までの間は閲覧は行わないこととされております。

閲覧を通じまして選挙人名簿に脱漏なり、誤載なり、誤記などがあると認めた場合には、先ほど申しました縦覧のように異議の申し出や訴訟の提起をすることはできませんが、市町村の選挙管理委員会に対しまして、選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができます。市町村の選挙管理委員会におきましては、調査の結果、補正登録の事由に当たると認めるときは直ちに登録を行い、誤って登載していると認めるときは直ちに抹消するといった措置を講ずることとなっております。

選挙人名簿の閲覧制度は、先ほどから申しておりますように、選挙人名簿の正確性を確保するために設けられておりますので、このような目的とはおよそ無関係に閲覧を求めら

れました場合、例えば、営利目的ですとか不当な目的による閲覧は拒むことができるとされております。これまで研修会、質疑応答におきまして、閲覧が認められる場合として説明してまいりましたのは、選挙人が自己又は特定の者につき登録の有無を確認する場合、候補者などが選挙運動や政治活動を行うために閲覧をする場合、公共目的の世論調査のために閲覧する場合といたしてきたところでございます。

次の24ページ以降は法令でございますので説明は割愛させていただきまして、資料の28ページ、資料8をご覧くださいいただければと思います。制度の変遷につきまして、簡単にご説明いたします。

昭和41年に公職選挙法のうち選挙人名簿が大きく変わったところでございますが、改正がなされる以前におきましては、選挙人名簿は1年ごとに職権で調製いたします基本選挙人名簿と、選挙の都度選挙人の申告に基づいて調製される補充選挙人名簿の2種類の名簿を調製するとされておりました。その当時、選挙人名簿を常時閲覧に供するという規定はございませんでしたが、選挙人名簿を調製する際に、選挙人名簿そのものの全体を縦覧に供することとされておりました。

昭和41年に永久選挙人名簿制度が採用されました際に、選挙人名簿に代えまして、選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供することとなりました。また、永久選挙人名簿制度のもとでは、一度有効に選挙人名簿に登録されたときはその登録は永久に有効であって、時が経つにつれて事実と乖離するおそれがあるといったことから、名簿の正確性を期すために、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供するとされたところでございます。また、閲覧を通じまして、脱漏や誤載などがあると認めるときは、調査の請求ができるという制度も設けられました。

次のページをご覧ください。昭和44年の公職選挙法改正によりまして、選挙人名簿への登録が現在と同じように住民基本台帳の記録に基づいて行われるようになりました。このように選挙人の申告に基づかずに登録が行われるということになりましたので、登録について、できるだけ選挙人の確認を得ていくことが必要であるとして、閲覧制度は存続するとされたところであります。

昭和60年にはプライバシー保護の観点から住民基本台帳法が改正されまして、同法の第15条におきまして、市町村の選挙管理委員会は市町村長より通知された事項を不当な目的に使用されることがないように努めなければならないと規定されたところでございます。市町村の選挙管理委員会におきましては、この規定の趣旨を実現するよう、選挙人名簿の

抄本の閲覧に係る要綱を定めるなどの対応を行っているところでございます。その後、選挙人名簿抄本の閲覧制度につきましては、大きな改正がないまま今日に至っております。

なお、資料の３２ページをご覧くださいと思います。閲覧制度に関する市町村の選挙管理委員会のほうからの要望でございますが、近年の個人情報保護意識の高まりなどを背景といたしまして、まず上段にございますように、全国市区選挙管理委員会連合会からは、選挙人名簿の閲覧制度を廃止するよう法を改正されたいと要望をいただいているところでございます。また、下にございます指定都市選挙管理委員会連合会のほうからは、要望事項の中ほどにございますが、制度本来の目的である選挙人名簿の正確性の確保以外の閲覧の制限を行うよう要望をいただいているところでございます。

このほかにも、先ほど住民基本台帳で話がありましたように、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の被害者の個人情報をいかに保護していくかという問題、また、個人情報保護法の全面施行といった新しい課題も生じてきているところでございます。このことにつきましては、選挙人名簿抄本の閲覧制度がより時代に沿って厳正に運用されるように、資料の４８ページ以下にございますように、本人確認ですとか、閲覧目的の確認を厳格に行うことなどを内容とする通知を発したところでございます。

私どもといたしましては、最近のこのような社会経済情勢の変化はもとよりでございますが、仮に住民基本台帳の閲覧だけを制限するといったことになると、選挙人名簿抄本の不当な閲覧の増加が強く懸念されるといったこともございますので、選挙人名簿抄本の閲覧制度のあり方についてご検討いただくことが必要と考えているところでございます。

最後に、選挙人名簿抄本の閲覧に関する実態調査について、簡略にご報告いたします。資料の４０ページをご覧くださいと思います。お戻りいただいて申し訳ございません。

４０ページは、まず国内の調査でございますが、全市区町村を対象といたしました国内調査におきましては、（１）にございますように、選挙人名簿抄本の閲覧の申し立てに対する審査の実態でございますとか、（２）にございますように、閲覧制度の利用実態に關しまして調査を行っているところでございます。

次のページが、外国の制度についての調査でございますが、外国制度に関する調査につきましては、選挙人名簿制度に関し、閲覧に供する情報ですとか閲覧の方法、悪用防止のための措置などについて調査を行っていきたいと考えているところでございます。いずれの調査につきましても、結果を取りまとめ次第、この検討会のほうにご報告したいと考えております。

その他、選挙人名簿に関連いたします参考資料は、54ページ以降に添付しているところでございますので、また後ほどお時間がございましたらごらんいただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。議事次第の6の説明ということで、住民基本台帳の閲覧制度と選挙人名簿の抄本の閲覧制度についてお話しいただきました。

以上の説明につきまして、質問等もあろうかと思いますが、むしろこれからは、今日は初めてですし、各委員にそれぞれどのように考えたらいいかということをお出しただくと、今後の議論を進める上で参考になるかと思います。約1時間、60分ありますので、今日は14人、私を含めて15人ですか、お1人3分くらいずつの持ち時間で簡潔にお話しただけるとよろしいかと思います。

出席者の名簿順にご発言いただくとよろしいと思いますが、最初に県委員、いかがでしょうか。

【県委員】 住民基本台帳はこれまで原則公開だったんですが、情報公開とプライバシーの兼ね合いというのは非常に難しい問題であるし、今後はプライバシーのほうがより優先される時代になりつつあるのではないかなという気がしております。したがって、公開にある程度の制限をつけるのはやむを得ないのではないかなという気がしております。

ただ、むやみに全面非公開にしていいいものかどうかという難しい問題が出てくると思うんですけれども、それについては今後ここで、この席できちっと論議していけばいいのではないかなと思っています。

問題は選挙人名簿についてなんですけれども、これは、特に世論調査については我々も関係するんですけれども、それ以上に世の中の趨勢を調査するということについて、やっぱりこの名簿が必要になるケースが出てくるのではないかなと思っています。

ただ、今、世論調査の方法も大分変わってまして、選挙人名簿に頼らなくても調査できる方法が今いろいろ開発されておりますので、そちらのほうでやればいかなという気もするんですけれども、ただ、それには非常にお金がかかる問題ですとか、いろんな問題が出てくると思いますので、その辺のところも整合性を持って検討していかなければならないんじゃないかなという気がしております。

大体、今のところは以上です。

【堀部座長】 ありがとうございました。基本的な点についてご意見をいただきました。今後そのあたりをどうするかということが議論されていかなければならないかと思いま

す。

それでは、次に荒川委員、いかがでしょうか。

【荒川委員】 私は都道府県という立場からですが、この住民基本台帳事務そのものは市町村の自治事務ということなんですけれども、私のところの行政部というところでは、こういう事件なんかが起こりますと、区市町村のほうから相談ごとがございまして、それが結構最近増えているということがございます。

あと、住基ネットのほうの本人確認情報の管理をやっているということで、そんなことでもいろいろこの住民基本台帳のほうにかかわっているんですが、いろいろ犯罪事件などが起こっていることもありますので、都民からの苦情も大分増えている、区市町村からの問い合わせも増えています。そこで、アンケート調査も都独自にやりまして、何らかの対応をしなくちゃいけないということで、知事も非常に関心を持っているところでございますので、対応マニュアルのようなものをつくろうかなと思ったところ、ちょうど望月課長のほうから、こういう検討会をやるのでどうかというお誘いがあったので、今回参加させていただいたわけです。

いろいろ法律改正をすることも含めてということをおっしゃっていますけれども、区市町村のほうでは、自分たちで規制をしようとしているんだけど、現行法のもとでやると違法になってしまって、そこを躊躇してしまう。熊本ですとか、いろいろやっているところはあるようなんですけれども、あれを踏み切っていいものかどうかという悩みが、ちょうど狭間に入って悩んでいるのが区市町村の皆さんのようでございます。

問題は、仮に法規制したとしても、じゃ、それで済むのかどうかというところがございまして、実際に対応している区市町村の担当者がどういうふうに対応していくか、あるいは直接住民基本台帳を担当しているところじゃないところにいろいろ情報、いろんな関係の情報が入った場合に、住基の担当者にその情報が伝達されるのかどうかという役所の中のネットワーク、あるいは自治体間同士のネットワークみたいなものも実際にやっていく上では必要じゃないかなというところで、そんなところで都道府県の役割とかが出てくるのかなということをちょっと考えている次第でございます。よろしくお願いします。

【堀部座長】 ありがとうございます。アンケート調査と今言われましたが、既に実施されたのですか。

【荒川委員】 はい。3月に、昨年度末なんですけれども、全区市町村の担当のほうにアンケート調査して、どの程度本人確認を書面でやっているのかとか、なかなか100%

というところまでいかなくて、やっぱり万全じゃないところがございますので、そんなことも踏まえてマニュアルづくりということも考えていたところであります。

【堀部座長】 既に公表はしているのでしょうか。

【荒川委員】 すみません。まだ公表していないようですので、次回、総務省のほうでなされるようですので、そのときにまた私ども東京都のほうもお話しさせていただきたいと思います。

【堀部座長】 よろしくをお願いします。

それでは、石川委員、いかがでしょうか。

【石川委員】 私、全国の区市町村の戸籍ですとか住民基本台帳の関係の仕事をやっている代表ということなんですけれども、30ページにこのご要望を出しているとおりでございまして、毎回毎回、全国のいろいろな大会をやりますと、その中でいろいろ研究会をやるんですけれども、この住民基本台帳の閲覧制度が最大の争点になっておりまして、私は会長としていつも非常にづらい立場です。

1つは、これは自治事務という固有事務でありますから、自治体の工夫によってはかなりいろいろなことができるという状況です。そうしますと、この制度の持っている、公的な制度というものをかなり危なくするという思いもありますので、ぜひ抜本的な議論をしていただきたいということがあります。

大方の議論は、この4情報は個人情報であるということをまずほとんどの方が認識している。それが時代とともに保護すべき情報であるか、全区市町村はほとんど保護すべき情報であるという認識に立っているだろうと。問題は、例外をどうつくるかというところにむしろいろいろな議論が出てくるのではないかというのが、大体全国の区市町村の窓口を含めた自治体の意見だと私は思っています。30ページに出しましたのは、それを概括的にこういう言い方でご要望を出させていただいたというふうにご理解を賜りたいと思います。

【堀部座長】 ありがとうございます。

では、引き続きまして稲葉委員、いかがでしょうか。

【稲葉委員】 東北大学の稲葉でございます。私は専門が行政法・地方自治法ということで、特にこの問題に関してこれまで本格的に研究をしたことがあるということではないんですけれども、それだけに逆に、できるだけ客観的な立場で皆さんのご意見を伺いながら、これから考えていきたいと思いますが、基本的には、個人情報保護制度という大きな

枠の中での整合性ということが求められているのではないかと考えております。

したがって、基本的な方向としてはおそらく、今の原則と例外を逆転させるというところまでいくのではないかと一応の見通しを持っておりますけれども、いずれにいたしましても、その際に、現在の閲覧制度がどのような必要性に支えられているものなのかという点を十分に吟味をする必要があるのではないかと考えておまして、その結果として、例外的にどこまで閲覧を認めるかということも線が見えてくるのではないかと考えております。

1つ、その点からの要望ということで申し上げさせていただきますと、おそらくこれは予定されていると思いますけれども、ヒアリングの中で、特にそういう必要性ということをお訴えられておられる団体等からもぜひお話を伺いたいと考えておまして、その中でむしろ、それは閲覧制度がなくても十分対応できることではないかとか、あるいは本来の制度趣旨から見て、そこまで保証する必要はないのではないかとということも出てくるのではないかと考えております。

それからまた、私は選挙関係の審議会にも関与しておりますので、先ほど選挙人名簿の閲覧のお話がありましたけれども、常にそれも念頭に置いて、つまり、住民基本台帳の閲覧制度があるから要らないのではないかという議論はできなくなる可能性が十分ありますので、そこまで視野に入れて議論する必要性を感じております。

それからもう1点だけ。必要性の基準を出す際に、現場が混乱しないで済むような基準というものをぜひとも出していくべきではないかと考えております。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、宇賀委員、お願いします。

【宇賀委員】 私、これまで住民基本台帳の閲覧について、何人でも認めるという原則についてはぜひ法改正をしていただきたいということをいろいろな場で言い続けてきましたし、またいろいろなところで書いてきましたので、今回こういう検討会が設けられたことは大変うれしく思っております。

私の基本的な認識は、この4月1日から個人情報関係の5法が全面施行になったわけですが、これによって個人情報保護についてのミニマム・スタンダードが設定されたわけです。しかし、その個人情報関係5法の立案過程において、このミニマム・スタンダードに満たない法制度を全部洗い出して、ミニマム・スタンダードまで底上げするという

作業はやられていないわけです。ですから、その部分が課題として残ってしまっている。私は、住民基本台帳法の閲覧制度というのはその典型的なものだろうと考えているわけです。

平成16年4月1日現在の調査では、普通地方公共団体ですと、80%を超えるところが個人情報保護条例を制定しているわけです。個人情報保護条例だけがあって、住民基本台帳の閲覧制度がない場合に、各自治体がダイレクトメールとかそういう目的のために基本4情報を提供するかというと、個人情報保護条例の解釈として、到底そういうことは認められないはずのものです。したがって、この閲覧制度があるために、いわば自治体の個人情報保護のレベルが引き下げられてしまっているという問題が生じていると考えています。

ですから、今回ぜひそのあたり抜本的に見直して、何人でも閲覧できるという制度は変えていただきたいと思います。

【堀部座長】 ありがとうございます。個人情報保護条例の制定状況が最近発表されましたので、制定状況をご説明いただければと思いますが。武智自治行政局長が大変ご努力されて、随分いろいろなところでできているわけですね。たしか私が聞いたのでは97.9%…。

【武智自治行政局長】 今年の4月1日現在で調査をいたしまして、先般、報道発表もしているところでございますが、都道府県と市区町村に分けて申し上げますと、個人情報保護条例は全47団体すべて制定済みということであります。あわせて情報セキュリティ・ポリシーの制定も我々としては要請をしておりますが、これも全47団体すべて策定済みであります。

一方、市区町村でございますが、まず個人情報保護条例のほうで申し上げますと、当時は団体の数が2,418ございまして、そのうちの2,368、率にいたしますと97.9%、したがって98%が既に制定済みということでありまして、前回から申し上げますと12.1ポイント増加ということで、この1年間、大変進捗をしたと考えております。

あわせてセキュリティ・ポリシーの話をいたしますと、同じく2,418団体中2,236団体、数字でいいますとちょっと落ちますが、92.5%ということでございますが、これも前回と比べて約10ポイントぐらいの進捗ということであります。

残りが、条例の未制定がちょうど50団体になりますが、これは実はいろいろ議論があったんですが、条例の制定を促進させるという観点から先般公表させていただきまして、

また個別に各団体から直接にヒアリングをしておりますが、今年度中には全団体が条例を策定する予定だと伺っておりますので、私どもとしては今年度末には100%制定されると期待をしているところであります。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございました。最近公表された情報ということで、ご説明いただきました。

それでは、小田委員、いかがでしょうか。

【小田委員】 今、皆さんおっしゃっているように、現行の閲覧制度にはかなり厳しい視線が注がれているというあたりは当然だと思うんですが、今いろいろ自治体のほうで先行した動きも出ていまして、それに対してはマスコミの立場から申し上げると、この閲覧制度の原則をどんどん変えていったいいのか、さっき稲葉先生も原則公開というものをひっくり返すのかどうかということをおっしゃっていましたが、その辺の原則と例外という問題については非常に興味を持っています。

世論調査の問題というものがあまして、我々はそういう意味で言うと利害関係人でもあるわけですが、ちょっと簡単に新聞社がどういう形で世論調査をしているかという話をこの機会なので申し上げたいんですが、例えば我が社の場合ですと、毎月世論調査をやっています。これは大体年に3回ぐらい選挙人名簿を閲覧させてもらって、そのときに毎月分の世論調査の4回分のデータをとっています。ただ、今までは各自治体のほうも非常に協力的ではあったんですが、認めていただいていたんですが、最近、今言った個人情報保護の意識が高まっているのかどうかわかりませんが、一部の自治体のほうで選挙人名簿の閲覧を拒否するところが出てきています。

それは事務要綱の中で、いわゆる世論調査・学術調査のところに形容詞を入れて、いわゆる政治並びに選挙という、そういう世論調査については認めると。つまり「主として政治又は選挙に関する世論調査又は学術調査に利用する場合」というふうに規定しているところが出てきています。

そのために、世論調査の場合は選挙情勢だけを聞くわけじゃありませんし、例えばスポーツに対する意識の調査、つまり自分が身近でやりたいものとか見たいスポーツという項目も入っています。そうなりますと、世論調査は今の事務要綱に当たらないという形で拒否されるということが起きているわけなんです。要するに、世論調査というのは政治・選挙だけじゃなくて、幅広く一般の生活分野についても意識調査をやっているということ

があるわけですし、それが結果的には政治や行政にも反映しているところも自負しているんですが、例えば今のスポーツ振興ということもありますし、世論調査ということについてももう少しご理解をいただきたいというのがあります。

例えば、住民の意識の動向というのは、もともと関心を持っていただきたい自治体のほうでそういったことを軽視するということが起きているということがあります。それから、世論調査というのは、そのときそのときの国民の動向というものがかなり色濃く反映されるという意味で言えば、後で振り返ってみても、学術調査、つまり歴史の中の一コマというか、そういう意味での一級資料ということもありますし、続けていくことに意味があるということもあります。

ですから、そういう形で、今、各自治体のほうで独自の判断で要綱をつくられたり、条例をつくられているという動きが出ていますので、そのあたりについて、どこまで閲覧を認めるかということについては、この制度の根本にかかわる問題だと思いますので、自治体の裁量に任せるということではなくて、全国共通のある程度の基本的ルールをつくっていただくということも、この検討会の重要なテーマの1つとお願いしたいというのが我々の立場です。

以上です。

【堀部座長】 ありがとうございます。世論調査の重要性の観点からご指摘いただきました。

次に片木委員、お願いします。

【片木委員】 私も先ほどご発言された方々とよく似た感じなんですが、特に石川区長さんがおっしゃったように、最近に至っては、個人情報の保護が最優先されるべき課題じゃないか、まず出発点はそう思っております。

その前提で、それじゃ、ほかの行政目的との兼ね合いでどう調整していくかということ、大臣のお考えですと法律改正というお話がありましたので、立法論をこの場で議論するんだろうと思いますが、その前に解釈論というか、運用論といいますか、現行法制度でどうなっているのかを、今申し上げたような個人情報保護重視の観点と、それ以外のものとの公益を追求していくという観点からのバランスをどう現行法でとっているのかというところをもうちょっと勉強をして結論を出すべきじゃないかと思っております。

といいますのは、先ほど宇賀先生からお話がありましたように、私も、個人情報保護法ができて4月から施行されているのに、なぜこの問題が解決していないのかが、ちょっと

首をかしげるといいますか、それほど大きな問題であれば、そのときに総覧をして、国全体として個人情報を含め今後こうやるんだということで整理がなされるべきであったんじゃないかなと思うわけですが、宇賀先生のお話だと、そのスタンダードの作業がされなかったととらえられておるようですけれども、しかし、少なくとも現行法制度上は内閣法制局等で審議した結果でしょうから、相互の法律の間に矛盾はないということで一応、当然でしょうけれども、なっているだろうと。

ただ、その中で、先ほどご説明がありましたように住民基本台帳のほうは、住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、原則公開とすることが住民の利便を増進させるということで出しているんだと。それから、選挙人名簿のほうは、選挙人名簿の正確性を確保するために縦覧や閲覧をさせているんだと、こういう法の目的があるわけですね。

ですから、その目的はちょっと抽象的なので、それと個人情報保護との関係をどのように頭の整理をするのかという点をちょっと勉強したいなと。これは事務局のほうにもまたお願いもせないかんとお思いますけれども、そういう観点から立法論のほうで何を変えていったらいいのかというのが浮かび上がってくるんじゃないかと。

ですから、そのときに世論調査とか政治活動、まあ、選挙人名簿なんかは選挙運動に使っているわけですね。その問題は、本来の目的じゃなかったんじゃないかと思うんです。これもまだちょっと勉強しなきゃいけません。そうすると、本来の目的でなかったとすれば、それをどういうふうに我々は今考えたらいいのか。法治国家ですから、法律で決めたほうにまず動くというのが本来でしょうが、それが現実の姿として利用されている。

それはどういうふうに、後追的にやっていいものか、いや、そんなものは法律的に別に決めていなかったことなから、それはまた法の立案と審議の中で考えていくべき問題だと考えるのか、ちょっと私もまだそこは最終結論が出ていないんですが、よく勉強させていただきたいと思っています。

以上です。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、北村委員。

【北村委員】 いつどこで何が変わったのかがよくわからないんですけれども、情報化社会が進むにつれて、同時に意思決定の主役が行政から市民のほうにだんだん移りつつあるということが現在進んでいるんだろうと思います。

住民基本台帳なんですけれども、行政の都合でどのように扱うかという物の発想は、ま

ず最悪になるだろう。まず住民・市民の情報をどう守るかということがすべての前提で発想されるべきだろうと思います。

先ほど宇賀先生や片木先生もおっしゃっていたんですけれども、これだけの膨大な個人情報行政が持ってしまうということは非常にリスクなことであって、いつ訴訟の対象になるかわからない。むしろ自分が陥っている危険性について何かもうちょっと敏感になったほうがいいんじゃないかなと思います。

個人情報自体は、個人情報を持つこともリスクですし、漏れるという場合には必ず悪用されるということを前提にしなければいけないと思います。個人情報の漏洩が続いてきたんですけれども、そこで大体共通していたのは、一種性善説に基づいているシステムをとっているところはみんな失敗しているんです。基本的に性悪説、これは悪用される、そういう前提のもとでシステムを組まないと、多分失敗してしまう。その意味で住民基本台帳については改革が大分おくれてしまったんじゃないかという印象を持っております。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、清原委員、お願いします。

【清原委員】 今回、総務省で住民基本台帳法の見直しが検討されることは、基礎自治体の1つであります三鷹市の市長として、住基に関する業務の実態から、また国民・市民の1人としての生活実感から、大変意義あることと評価しますし、1人の委員としてその責任を重く感じています。

具体的に三鷹市の事例を踏まえて申し上げます。三鷹市は住基人口17万1,000人の市ですが、住民基本台帳の閲覧に関しましては年間約6万人分の閲覧が行われておりまして、これは人口に対して約35%に上ります。また、この90%以上がいわゆる営利目的の活動での利用です。このことに関しまして市民からは、「身に覚えのないダイレクトメールが来て不安である」とか「自分が知らないうちに他人に住所や生年月日を見られることは不本意である」といった意見が多く寄せられております。

特に、最近、他の自治体で発生しましたこの閲覧制度の不適切な利用による個人情報の不正な収集や、あるいはこれに起因する犯罪の発生が市民の不安を増幅しています。

三鷹市では、これら市民の皆さんの意見を踏まえまして、より厳格に閲覧制度を運用するべく、本年3月に手数料条例の改正を行いまして、6月から閲覧手数料の引き上げ、具体的には従来1件100円を200円に、あわせて30分に対して3,000円の手数料を新設するといったことを行うとともに、閲覧に関する規則を改正しまして、閲覧者、特に

企業関係につきましては、登記簿抄本等による確認を行うとともに、個人情報保護に関するポリシーの有無などを確認することとしました。

またアンケートやダイレクトメールの送付を目的とする場合には、そのアンケートやダイレクトメールの内容も確認しています。さらに、ドメスティック・バイオレンスやストーカー被害者に対しましては、本人に何らかの危害が及ぶことを防止するために、先の通知もございますし、本人の申し出によりまして閲覧リストから除外をしています。しかしながら、こうした対応は現行法制度での対応として限界を持ちながらの取り組みであると認識しています。

また本年4月に施行されました個人情報保護法では、民間企業等における個人情報の保護に関して規定整備が行われたところですし、自治体において個人情報保護に関する措置を条例で定めることとされています。三鷹市は幸い既に昭和62年（1987年）に、マニュアル処理を含めた総合的な個人情報保護条例を制定しまして、市が保有する個人情報の目的外利用や外部提供を原則禁止とするなど、これまで一貫して厳格な運用を行ってきました。

さらに平成15年度には、情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、情報処理部門及び、特に住民基本台帳を担当する部門で、この情報セキュリティ・マネジメント・システムに関する国際認証・国内認証を取得するなど、率先して住民基本台帳担当部門から先駆けて情報セキュリティマネジメントの実施を進めているところです。

ところが、住民基本台帳法の閲覧制度が法的に位置づけられているわけですから、冒頭申し上げましたとおり、大量に住民の基本情報が市以外の個人や企業において利用されておりますので、三鷹市が進めてきた個人情報保護の観点からは、正直申し上げまして、矛盾といいたいでしょうか、問題があると言わざるを得ません。したがって、0 どのに厳密な運用を行っても、市民の皆様にとってはプライバシーの観点から問題提起が続いています。

そこで、市民の皆さんに適切な行政サービスを進めていく上で、この住民基本台帳というのは基礎自治体においては行政事務の基本ですし、また市民の居住事実の公証制度として非常に重要な制度でございますので、今後も市民の十分な理解を得て、この制度を適切に運用していくためには、今回議論されると思いますが、住民基本台帳の原則非公開ということも含めた抜本的な見直しが必要だとされると思います。

最後に一言つけ加えますと、私は市長になる前は社会科学の研究者をしておりましたの

で、実は学術的・公益的な世論調査・アンケート調査の意義は十分承知しております。先ほどの委員さんもお指摘ありましたように、私は、多様な社会課題を探り出し、そしてその対応を考えていく上で、適切な世論調査・アンケート調査は必要という立場にも立っておりますので、この抜本的な見直し、法制度改正の中で、こうした学術的・公益的なものに対して、それが抑制されすぎないようなあり方も求められていると思っております。

以上、具体的な事例を踏まえてお話をいたしました。ありがとうございました。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、小牧委員、お願いいたします。

【小牧委員】 私は選挙管理委員会のほうで出席させていただきましたので、先ほどお配りいただいた32ページの上段のほうに、全国市区選挙管理委員会連合会より平成15年12月に選挙人名簿の閲覧制度を廃止するよう法を改正されたいという要望を出しております。

基本的にはこれに私も賛成するものでございますけれども、先ほど説明がありましたが、公選法29条で閲覧制度は認められているわけなんです、この立法趣旨というのは、選挙人名簿の正確性を確保するための閲覧制度だということの制度だと記憶しております。

昭和44年以前でしょうか、そのときには選挙人名簿というのは申請主義、市民の方から申請を受けて、それに基づいて選挙人名簿を作成しておりましたが、当時は申請漏れというのが多々ありまして、この閲覧制度というのはかなりそのときはウエートがあったと記憶しております。それ以降、昭和44年以降でしょうか、住民基本台帳に基づいて選挙人名簿を作成する職権登録という形になったわけです。それから選挙人名簿の正確性は、かなり確保されるようになってきております。

現在、選挙人名簿の登録は年4回、先ほどもご説明がありましたが、行われるわけですが、そのときには必ず縦覧期間というものを設けて、その中で見ていただいて選挙人名簿を確認していただく。あるいは選挙時登録についても縦覧期間というのを設けております。その中で登録していただくということで、閲覧制度がなくても選挙人名簿の正確性というのは確保できるような形になっておりますので、この閲覧制度の初期の目的は達成されたものとして廃止してもいいのではないかというのが、平成15年12月に提出した全国市区選連の要望でございます。

とは言いながら、従来、いろいろ学術とか市場調査ということでかなり便宜供与もしており感謝していただいているという状況もございます。そういうことで、じゃあ全部完全

にシャットアウトしちゃっていいのかどうかということになりますけれども、23ページのところで、閲覧が認められる場合という例がのっております。

この中で1番の、選挙人が自己又は特定の者に登録の有無についての選挙人名簿の閲覧というのは今まで皆無であります。要するに選挙人名簿に登録されているかどうかということで、選挙人名簿の閲覧をしている方というのは全くございません。

それから2番目の選挙運動あるいは政治活動、これもあまりございません。一番多いのは3番目の公共目的の世論調査で、この公共目的の世論調査というのはどういうものなのか、この判断が非常にむずかしい。実際に29条では閲覧は出来ることになっておりますので、じゃ、これがだめだったらこうならいいのか、これがだめだったらこうがいいのかということで突き詰められていくと、閲覧を拒否することはできません。基本的には閲覧制度を廃止すべきとの立場ですが、どうしても認めるべきとのことであれば非常にわかりやすく、これとこれとこれについては閲覧してもいいよ、そのほかについては一切だめなんだよというものができるのであれば大変ありがたい。その辺のところをぜひ検討していただきたいと思います。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。選挙人名簿についてご発言いただきました。

では、城本委員、いかがでしょうか。

【城本委員】 私もマスコミの人間でありますので、その立場というのものもあるんですが、2つ考えるべきかなと、今、お話を伺っていて思います。

1つは、これは出ていますけれども、制度の目的といいますか、そもそも当初は住民の利便性とか公証のためということでしょうけれども、おそらくそれは時代の変化によって、当初制度が発足した当時想定していた状況とは大分変わってきているということがあるんだと思います。

もちろん個人情報あるいはプライバシーの保護に対する我々の意識も大きく変わっていますので、何が利便性かというところを改めて考える必要があるのかなというのが1つです。ですから、まずその制度の目的あるいは法律の目的というところを改めて考えてみるということかなと思っています。方向性については皆さん大体同じようなお話なので、また議論すればいいと思います。

それからもう一つは、これも既に出てはいますが、仮に原則非公開とした場合に、世論調査・学術調査などの扱いをどうするのかということで、これも大方きちんとしたと

いうとあれですけども、世論調査なり学術調査のようなものであれば認めていただいていいんじゃないかなと思いますけれども、ただ、例外としてということにするとなかなか、現場の判断というのは非常に難しいところも出てくるでしょうし、きちんと目的の中にそういうものも含めるとか、公共性に資するものであればとか、そういう考え方を目的の中にきちんと入れてしまう。さっきの話と少し矛盾するかもしれませんが、新しい考え方で組み立て直したほうがすっきりするんじゃないかなと思っています。

実際、テクニカルにどういうことになるのかよくわかりませんが、公益目的ということはどう考えるかということと、制度の本来の趣旨というものの接点を見つけることができるかどうかという話じゃないかなと思っています。

ちょっとついでですけども、先ほど縣さんのほうからでしたか、世論調査の方法がいろいろ変わってきて、新しく基本台帳とか選挙人名簿を見なくても、コンピューターでランダムに電話番号を発生させて、片っ端からかけていくという方法もあるんですけども、やはりちょっと統計学の専門家の方に聞くと、どこまでそれが正確性があるのかというのはまだいろいろ議論があるようであります。基本的には面接方式という、対象サンプリングをきちんとして世論調査をやるということのほうが、内容の正確性にとってはいいということなので、おそらくそういう方法は、これだけ技術が発達してきてもなくなるんじゃないかなと思いますので、そこはご理解いただきたいと思っています。

以上であります。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、中田委員、お願いいたします。

【中田委員】 横浜市長の中田でございます。既に全国市長会でありますとか、あるいは政令指定都市市長会などを通じて法改正の要望を行ってきていますので、その意味ではスタンスは明確でありまして、ぜひ法改正に向けた議論をしていただきたいということであります。

雑感を申し上げれば、既に改正を求めてきた立場としては遅きにと言いたいところではあるんですが、こうした議論をぜひ速やかにしていただいて、その上で、全国一律にやはり法という形でこれはしっかりと私たち基礎自治体の固有事務にしていくということが重要だと思っていて、実は横浜市も条例をつくろうと考えていた矢先でございました。

といいますのは、既にいろいろな事案が、ご案内のとおり、ご指摘いただいているとおり出てきているわけであって、そういう意味において、条例改正に向けた着手を既にして

おった矢先だったものですから、そういう意味では全国における法改正のほうが望ましいという立場であります。

さて、私なりに整理しますと、3つあるような気がします。1つは、かつてこの状態、すなわち住民基本台帳法、またその前身も含めて、その時代における個人情報という概念そのものがまず背景としてなかったということであります。法制定時において、またその前身の時代は当然ですけども、この4情報などは特別な情報ではないという考え方であったものが、今やれっきとした個人情報であるという時代認識になっているわけであって、住所であるとか、あるいは家族構成などを知られること自体が、市民・国民からすれば、これはプライバシーの侵害でもあり、個人情報を知られることに対する不快感があるという時代環境になってきているというのが1点。

それから2点目に、法制定時の便益は何だったのかというところになるわけですけども、これも法制定時の便益の想定と現状が違ってきているということだと思います。資料の中にもついていますけれども、自治省行政局振興課が編著している『住民基本台帳法逐条解説』のところを見てみますと、「住民の日常生活上、住所・世帯等の居住関係についての公の証明を必要とすることが少なくないことから、住所の居住環境を地方公共団体が公に証明する」というのが制定時における便益だったわけです。それプラス、行政が事務的に利用するということが便益だったということだと思います。

ところが、現在の、例えばダイレクトメールなども含めた経済活動というのは、この段階においてはまだビジネスとしてもなかったし、想定がなされていなかった状態、ここも環境が大きく変化しているという2つ目だと思います。

それから3点目に、やはり法改正を求めていく決定的なところは、犯罪等を含めたマイナス目的に使われる環境には当時なかったということだと思います。現状、犯罪、既に名古屋の件が決定的だと思いますけれども、いつ横浜市で同じような状況が発生するかということに対して私たちは非常に深刻に受けとめていまして、それは母子家庭、母と子、しかもターゲットとする年齢の子供がいる世帯だけをピックアップして、そしてリストを入手していく、それで犯罪が発生するという、本当に深刻な状態なわけです。

実は横浜市でも実際に、閲覧の予約をしてきた、その段階で、何の目的なのかということをお聞きいただくと、口ごもって予約をやめたり、あるいはとうとうと一見ビジネス目的のことを並べ立てるんだけど、そのことについてより、「じゃダイレクトメールの現物を1つ持ってきてください」と言うと、閲覧予約が「じゃ結構です」ということで中

止になったりとか、下手をすれば犯罪目的のために使われかねなかったなというような懸念の事案も既に幾つも私どもも経験しています。そういう意味では、この点も環境が変わってきていると思います。

以上3点、当時の環境と明らかに変わってきているじゃないかという点などを私なりに申し上げたわけでありますけれども、ぜひ、今、原則公開となっているものを、先ほど申し上げたように横浜市も具体的に条例をつくる条例案文までつくっておった段階でありますから、各自治体が原則公開の中で個々にやるというよりも、原則非公開ということにして、そしてより利用というものを限定的な形の全国ルールにしていくということが望ましいということで、ぜひ私は議論を進めていただきたいという立場であります。

以上です。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、労網委員、お願いいたします。

【労網委員】 私も選挙管理委員会の立場から来たわけですが、最後のほうになりますと大分いろいろ皆さん述べられたので、なかなか言うこともありませんけど、基本的には基本台帳も選挙人名簿も、見るのはいいんですけど、見たはいいんですけど、ある程度の罰則規定というか、そういうのがないんですよ。ある程度罰則規定など、そういうのを決めてもらってやってもらいたいなと思っております。

また、選挙人名簿を見た人のデータを見ますと、やはりマスコミ関係だの学術関係、そういう方に限られて、個人からのものがないので、選挙管理委員会として全国に先ほど申されました要望を出して、見れないようにしているんですけど、やはり何かその方向に持っていったらいいんじゃないかなと思っておりますので、これから私も勉強して、いろいろやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、森本委員。

【森本委員】 ベネッセの森本でございます。DMを大きなvehicleというか、武器にしてセールスをやっている代表的な日本の企業だと思っています。そういう意味で経団連からもご推薦を受けたんです。私自身は実はどっぷりとベネッセのビジネスにつかっているわけじゃなくて、個人情報の問題、住民基本台帳の問題は、ベネッセに来てからこの2年の間に勉強したというか、体験したことであります。

基本的には、私はある程度の制限、全面非公開かどうかは別にして、ある程度の制限と

というのは時代の流れるところでありまして、先ほど中田市長がおっしゃったような時代の変遷というのは十分考えるべきだと思っております。

ただ、実務的に見ますと、私どもは全部が全部ダイレクトメールを打つのに住民基本台帳の閲覧から得たリストに基づいているわけじゃなくて、テレビコマーシャルだとか、あるいはコールセンターにかけてもらうとか、そういうことも利用させていただいておりますが、効率的なことはちょっとさておくと、やはり一番多くのポテンシャルの顧客をカバーできるのは住民基本台帳の閲覧から得たリストであります。

ただ、私どもが本当に心がけておりますのは、決してそういうことでご迷惑をおかけしちゃいけない。すなわち、顧客に対するのと、それから閲覧させていただいた市町村に対してご迷惑をかけちゃいけない、これは例外なく守っているつもりです。そういうことを通じまして、いろんな市町村におきましての取扱いが違うというのもございますし、「DMを見せろ」と言われて、もちろん見せますし、1年間だけだったら1年間で、あと全部焼却しろと言われれば焼却しております。

まあ、そういうようなことと、それから「ダイレクトメールが来たけれども、何でか」と言うお客さんに対しては、説明を申し上げて、住民基本台帳の閲覧で見ましたと。それで嫌だったら、もう絶対嫌だとおっしゃる分にはもう我々は消去をしまして、それ以降は絶対ないようにしております。

今、議論、それぞれの委員の方々からお話が出て、限定的な利用とか、そういう面ではもちろんあり得るべきだと思うんですが、世論調査とか公共目的の調査はいいと。我々は実はかなりの程度、公共目的にも利用させていただいております。例えば文部科学省からの委託を受けて調査することもあります。実は昨日も発表して、今日の新聞なんかにも大分載っけていただいたんですけれども、最近の小中高生の勉強時間だとか、こういうのは基本的な、先ほども城本委員がおっしゃっていましたが、統計的に見ると、住民基本台帳の閲覧に基づいてある程度の年齢とかで押さえてくるのはやっぱり一番正確なもので、これは利用させていただいております。

そうしますと、既に得た情報をビジネスに使って、既に持っているわけです。そういう公共的なものもいいとか、はっきり言うと実務的には大変難しい。ですから、今後いろいろな制限をなさるにしろ、かなり実務のほうをヒアリングしていただければと考えております。

とにかく我々もたくさんのデータを持っているし、同じようなところが通信販売をやっ

ていらっしゃるところはかなりお持ちだと思いますので、今後法改正を考えると、これは私も積極的に賛成しますが、そのとき、現在をどうするのか。それから、あるいはかなりグラジュアルに制限をかけるとか、そういうことでバランスのとれた制限を考えていただければと思います。

それと、諸外国をチェックなさるのは大変結構だと思うんですけども、先ほども中田市長がおっしゃっていましたが、プライバシーに関する考え方が、私はアメリカとか南米なんかになんか長く生活したんですけども、日本とは全然違います。ですから、すぐ今こうだからこうやろう、ちょっとそれは日本の現状に合わないこともあると思うんです。政府と住民との関係、住民が本当に政府を信じているのかどうかというのも、こういうときに非常に大きな問題だと思うんですよ。徴兵制度のあるようなところだったら、できるだけ逃げ回ろうとするわけですし、そのときに自分の政府を信用できるかどうかは大きな問題です。

したがって、名前を挙げられている国だけじゃなくて、もうちょっと北欧、例えばノルウェーとかフィンランドとか、何で私こういうことを言うかといったら、教育的には非常に進んでいます。先日もPISAとか何かで諸外国の子供たちの勉強に対する態度とか理解力とか見ていると、大変進んでおります。ああいうところなんかもぜひご参考にしていただければと思います。

結論的には、きちんとした制限、しかもだれが見てもわかりやすいような目的の制限、これは大変結構だと思います。どうも。

【堀部座長】 どうもありがとうございます。それぞれ大変貴重なご意見をお出しいただきました。ただいまのご意見を伺ってしまして、先ほども触れましたが、今から20年前の1985年に改正をしたわけですけども、そのときの議論でも共通しているところがいろいろあったように思います。一方では、住民基本台帳に記載されている情報の保護、しかし他方において、その利用をどう進めるのかということでありまして、法律の改正では請求事由を明らかにしていただいて、その請求が不当な目的であることが明らかなきなどには閲覧を拒むことができる等の規定が設けられました。

それから20年たちまして、その間いろいろな議論がありました。今それぞれ委員から出てきましたような時代の変化もあるところですよ。

そういう中で今回、閲覧制度等のあり方について検討を始めたところでありまして、今日出していただきましたご意見は次回に論点を整理してお出しして、さらに次の議論につ

なげていくようにしたいと思います。

事務局のほうで何か、今日のご意見を伺って、ご発言があれば、していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【望月市町村課長】 たくさん貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。調査にかかわるものとか、それからこれからの論点につきましてたくさんご示唆をいただいたように思います。また次回には改めまして、よく整理をいたしまして、資料をお示しいたしまして、ご議論を賜りたいと思います。ありがとうございます。

【森本委員】 意見じゃないんですけれども、6月、7月あたりの委員会の開催の日時、できるだけ決めていただければと思います。

【堀部座長】 その点について山口企画官のほうで何かございますか。

【山口住民台帳企画官】 6月の日程表をこの後お配りさせていただきまして、できるだけ皆様方の日程が合う日にちを設定させていただきたいと考えております。今、日程表をお配りさせていただいておりますが、後日で結構でございますので、ファクスなり何なりでちょうどいできればと思います。

【堀部座長】 できるだけ多くの委員が出席できる時間帯に開催するようにしたいと思います。

ほかに何かご発言ありますでしょうか。一通りご発言いただきましたが、何かこの点を言い残したのでぜひ言っておきたいということがあれば、ご発言いただくとよろしいかと思いますけれども。

それでは、今井副大臣、今までいろいろご経験があるわけですが、お聞きになっていかがでしょうか。

【今井副大臣】 さまざまな委員さんから、共通項に結べるご意見と、とは言うものの、また違ったご意見もありますし、個人情報に対する時代の変遷における認識、国民の受け方が違ってきているというのも、これまた事実でございますし、そういう意味におきましては、ぜひこの委員会で多角的な角度からご議論いただきまして、国民に納得いただけるような方向性をお出しいただければ大変ありがたいと思っております。

今、先生から経験と言われましたけれども、私も中田さんと同じで市長の経験があるのですが、当時も「ある企業はほとんどの個人情報年収まで含めて持っているから、この企業が駅前の再開発事業のキーテナントで来るのは大丈夫だよ」とか、そういう話も20年ぐらい前から聞かされたことがございます。したがって、今、現実、現状、民間でどの

くらいの個人情報を持ち出されているというか、つかんでいるかどうかということも私どもはちょっとわかりかねるところがあるんですけども、そういうことも含めまして、ぜひご議論をちょうだいできればありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【堀部座長】 副大臣どうもありがとうございました。

事務局も特にないですか。

長時間にわたりまして大変貴重なご意見をお出しいただき、今後の方向性がある程度見えてきたと思いますが、次回には論点を整理させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。第1回の検討会は以上で終わらせていただきます。

— 了 —